

龍ヶ崎市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

令和 3 年 3 月 2 9 日

告示第 6 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、龍ヶ崎市耐震改修促進計画に基づき、戸建て木造住宅の耐震改修又は建替えに係る設計及び工事を行う者に対し、予算の範囲内で龍ヶ崎市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成 15 年龍ヶ崎市規則第 1 7 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (2) 申請者 補助事業を行い、補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (3) 交付決定者 補助金の交付の決定を受けて、補助事業を行う者をいう。
- (4) 戸建て木造住宅 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築確認を受けて、建築した地上階数が 2 以下の戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねている場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 以上のものに限る。）をいう。
- (5) 建築士 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士をいう。
- (6) 一般診断法 外観による目視調査等を行うことにより、耐震補強の必要性の有無を概算的に判断する方法をいう。
- (7) 精密診断法 壁材の引きはがし等の内部調査、詳細な条件設定等により耐震性を評価する方法をいう。

- (8) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会（以下「防災協会」という。）が発行する木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）に基づき、建築士が一般診断法又は精密診断法により評価する診断をいう。
- (9) 上部構造評点 外力に対し保有する耐力の安全率に相当する評価点数であって、対象住宅の各階及び各方向について算出した数値のうち、最も小さい数値をいう。
- (10) 耐震改修設計 精密診断法による耐震診断に基づき、補強計画及び設計図書の制作（土台及び基礎が構造耐力上安全であることが確認できるものに限る。）をすることをいう。
- (11) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づき、基礎の補強並びに土台、柱、筋交い、はり、壁等の補強及び改修を行う工事をいう。
- (12) 建替え設計 原則として同一敷地内で、既存の戸建て木造住宅1棟全てを解体し、耐震基準を満たす住宅を新築する工事の計画を策定することをいう。
- (13) 建替え工事 建替え設計に基づいて行う工事をいう。
- (14) 設計者 耐震診断、耐震改修設計又は建替え設計を行う建築士で、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 地方公共団体又は防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証（以下「修了証」という。）の交付を受けた耐震診断士
 - イ アに該当する者のほか、市長が認めた者
- (15) 工事監理者 建築士法第2条第8項に規定する工事監理を行う者（前号ア又はイの規定に該当する者に限る。）をいう。
- (16) 施工者 耐震改修設計に基づき、耐震改修工事を施工する者（設計者及び工事監理者を含む。）をいう。

（補助金の交付対象等）

第3条 補助事業は、次に掲げるとおりとし、その目的、補助金の対象となる者（以下「対象者」という。）、対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）等は、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 耐震改修設計及び耐震改修工事を一体的に行う事業（以下「耐震一括事業」という。）

- (2) 耐震改修工事
- (3) 建替え設計及び建替え工事を一体的に行う事業（以下「建替え一括事業」という。）
- (4) 建替え工事

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 申請者は、補助事業を着手する前に、龍ヶ崎市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（様式第1号）に、事業計画書（様式第2号）のほか、別表第3の左欄に掲げる補助事業の区分に応じて、それぞれ同表右欄に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、補助事業を行う年度の4月1日から11月末日までの間に行わなければならない。

3 第1項の規定により提出すべき書類のうち、市長が認めるものについては、省略することができる。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、龍ヶ崎市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（補助事業の着手時期及び完了時期）

第7条 交付決定者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

2 補助事業の完了時期は、遅くとも補助金の交付決定が行われた年度の2月末日までとする。

（変更の申請等）

第8条 交付決定者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、龍ヶ崎市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に、変更内容の分かる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を龍ヶ崎市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第9条 交付決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならない。

（状況報告）

第10条 交付決定者は、補助事業の遂行状況に関し、市長の要請があったときは、速やかに報告しなければならない。

（設計完了の報告）

第11条 耐震改修一括事業及び建替え一括事業に係る交付決定者（以下「一括補助事業者」という。）は、耐震改修設計又は建替え設計が完了したときは、速やかに、耐震改修・建替え設計完了報告書（様式第6号）に、必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査の上、その結果を耐震改修・建替え設計確認通知書（様式第7号）により一括補助事業者に通知するものとする。

3 一括補助事業者は、前項の規定による通知を受けた後、耐震改修工事又は建替え工事に着手するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに龍ヶ崎市戸建て木造住宅耐震改修等事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げ

る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る契約書の写し
- (2) 補助事業に係る領収書の写し
- (3) 工事監理報告書の写し
- (4) 工事写真
- (5) 建築確認が必要な工事の場合は、建築確認済証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、当該年度の2月末日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、龍ヶ崎市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 交付決定者は、前条の規定による確定の通知を受けたときは、龍ヶ崎市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（様式第10号）により、速やかに市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、龍ヶ崎市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は従わなかったとき。
- (3) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し龍ヶ崎市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金返還命令書（様式第12号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(完了後の報告等)

第17条 市長は、補助事業完了後において、必要があると認めるときは、当該補助事業に係る住宅について調査し、又は交付決定者若しくは施工者に対して報告を求めることができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年度における申請書提出時期の特例)

2 令和3年度に限り、第5条第2項中「4月1日」とあるのは、「5月1日」とする。

付 則 (令和7年3月24日告示第55号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

目的	龍ヶ崎市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修工事又は建替え工事（設計を含む。）を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、耐震改修の促進を図り、地震に対する安全性を向上させること。
対象者	補助対象住宅を所有する者で、当市の市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び公共下水道使用料を滞納していないもの（過去に、同一事業への補助金を受けたことがない者に限る。）
補助対象住宅	次に掲げる要件を全て満たす戸建て木造住宅 (1) 龍ヶ崎市に所在していること。 (2) 現に所有者の居住の用に供されていること。 (3) 補助金の申請前に、耐震診断が行われたこと。 (4) 耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満のものであること。 (5) 在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築されたものであること。 (6) 補助金の申請者以外に所有権を有している者が存する場合は、その全員から補助事業の実施について承諾が得られていること（市長がやむを得ないと認める場合を除く。）。
その他の要件	(1) 耐震改修設計は、設計者が行うものであること。 (2) 耐震改修設計において、上部構造評点が 0.3 以上増加し、かつ、上部構造評点が 1.0 以上となるものであること。 (3) 耐震改修工事は、設計者が実施した耐震改修設計に基づくものであること。 (4) 耐震改修工事又は建替え工事の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。 (5) 耐震改修工事は、工事監理者が工事監理を行うものであること。

	(6) 建替え工事は、建築士が工事監理を行うものであること。
--	--------------------------------

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象経費	補助事業に要する費用（工事監理に要する費用を含む。）
補助率	5 分の 4
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 1 0 0 万円のいずれか低い方の額

別表第 3（第 5 条関係）

共通	(1) 住民票の謄本 (2) 登記事項証明書又は固定資産証明書の写し (3) 納税証明 (4) 当該住宅の建築確認済証の写し又は建築年月日が分かるもの (5) 耐震診断結果報告書の写し (6) 補助事業の内容が分かる見積書等の写し (7) 補助対象住宅に共有者がいる場合は、当該申請に関する他の共有者の同意書 (8) 交付決定以後の手続を別の者に委任する場合は、委任状 (9) その他市長が必要と認める書類
耐震一括事業及び耐震改修工事	(1) 設計者及び工事監理者の建築士免許証の写し (2) 設計者及び工事監理者の木造住宅耐震診断講習会の修了証の写し (3) 耐震改修工事のみの場合は、耐震改修設計の設計図書
建替え一括事業及び建替え工事	(1) 工程表 (2) 現況写真

	(3) 建替え工事のみの場合は、建替え設計の設計図書 (4) 現況の各階平面図 (5) 設計者及び工事監理を行う設計士の建築士免許証の写し
--	--